

## ポストプロダクションにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン (第1版)

### 1. はじめに

新型コロナウイルス感染の拡大は、この後も長期化することが予測され、政府は、感染防止のための『新しい生活様式』を提唱しました。ポストプロダクションにおいても、従前通りの業務形態に戻ることはできず、『従業員および関係するお客様の安全』を最優先とした新たな業務フローを確立する必要があります。また、感染症対策として構築すべきこの新しいフローは、奇しくも2015年来取り組むべき課題であった「働き方改革」の推進ともオーバーラップします。

本ガイドラインは、ポストプロダクション業務における、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項について、政府専門家会議の提言等も参考にしながら整理したものです。「感染防止のための基本的な考え方」や「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、感染予防にお取り組みいただきますようお願い致します。

### 2. 感染予防のための基本的な考え方

#### (1) 従業員の意識向上

- **従業員の「マスク着用」、「手洗い」、「日々の検温」、「消毒」の義務化**  
手洗い、検温は全従業員が日々行う。人と接する場合はマスクを着用する。従業員が共有する「電話」「パソコン」「機材」等については、自身で定期的に消毒を行う。また、施設全体の共有部分で定期的に消毒作業を行う。入口付近、共有スペースへの手指消毒剤の設置を行う。
- **「3密回避」を常に心がける**  
3密を避けるために、施設全体で可能な限り定期的に換気する。  
また施設内の人が集まりやすい共有スペースなどにおいては、密集を避けるために人数制限や対面座席を廃止するなど座席配置などの工夫を行う。

#### (2) 従業員が安心して働ける環境作り

- **従業員の安全確保**  
従業員の体調に気を配り、体調変化や異常を早期に発見する。業務が長時間に及ぶ場合は、体調変化をきたした従業員がいないか十分注意する。
- **感染の疑いがあった際、躊躇なく報告できる環境作り**  
感染リスクは誰にでもあるという認識を社内で共有し、従業員が発熱などの症状を会社に速やかに報告しやすい環境を整える。

- **社内における、感染の疑いがあった場合の報告ラインの明確化**  
発熱・喉の痛み・咳・味覚/嗅覚障害の症状等、体調に異変を感じた際、相談・報告する「報告ライン」を明確にし、事象発生の場合は速やかに申告させることを徹底する。
- **時差出勤の推奨と可能な限りでのテレワークへの移行**  
通勤時の感染リスクを抑えるために、可能な限り時差出勤などを推進する。また職種別に、できる限りテレワークへの移行、交替勤務などを推進させる。
- **外勤者**  
営業職等外勤者については、朝夕のラッシュ時を避けての移動を促し、訪問先について、面談相手や移動経路や時間等を記録に残させる。
- **不要不急の会議や出張の中止・延期**  
社外との会議のみならず、社内での打合せも極力テレビ会議とし、やむを得ず開催する場合は、可能な限りの換気対応を行った上、出席者を最小限の人数に留め、各自の間隔を十分に取影响着席させる。また、都道府県をまたいでの出張は極力控える。
- **感染の疑いがある従業員が出た場合への準備と対応**
  - ・保健所／医療機関への連絡方法を予め社内で共有し、速やかに指示を仰ぐことのできる体制を整える。
  - ・消毒請負会社の連絡先を、予め確認しておく。
  - ・感染者が出た旨の公表については、公衆衛生上の要請に従いつつも、個人情報保護にも配慮する。
  - ・複数社が同居しているビルにおける他社に感染者が出た場合は、保健所およびビル管理者の指示に従う。

### (3) 社内環境整備と維持（従業員及びお客様が使用するエリア）

- **適切な座席配置**  
飛沫感染防止のため、事務スペースにおいては、一定の距離を保てるよう座席配置に配慮をする。
- **定期的な換気と消毒**  
開放可能なドアや窓は、常に開放を心がけ換気に努める。不特定多数が接触するドアノブや手すりについては、定期的な清拭消毒を行う。
- **エントランス/ロビー**  
手指用消毒剤を設置し、入館時には使用を義務づける。また、社内各所にも消毒剤を設置する。また入館者には、連絡先等を記入していただき、万が一社内でも感染者が発生した際、速やかに連絡ができるよう備える。（個人情報管理には注意が必要）
- **トイレ**  
ハンドソープ及び手指消毒剤を設置し、ウイルス拡散防止のためハンドドライヤーは使用しない。また、便器の蓋は、使用後閉じてから水を流す旨のお願いを掲示する。
- **ゴミ箱**  
使用済みマスクやティッシュ等が廃棄されている可能性があるため、ゴミ箱清掃時は、必ずマスクと手袋の着用を義務づける。
- **エレベーター**  
混雑が予想される時間帯がある場合には、予め、エレベーター入口に、「人数制限の貼り紙」をし、エレベーター内の床に、制限人数内の立ち位置がわかるようエリア表示をする。

### 3. ポストプロダクションにおいて講じるべき感染防止策

.....

#### ■基本的な取り組み方

スタジオ業務は、3密を避けにくい現場である。換気に限界のある編集室等に複数名が集まり、長時間作業や会話を行う状況については、抜本的な対策が必要となる。

##### ●基本的な衛生促進

スタッフのみならず、入館されるすべてのお客様にも、マスク着用等、従業員に準じた感染防止対策をお願いする。発熱・喉の痛み・咳・味覚/嗅覚障害等の症状がある方々には、入館をお断りする。

##### ●ソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保

館内で活動する人員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置や設備についてできる限りの見直しを行う。

##### ●3密の回避

ご来社いただく人数は、必要最小限としていただき、ご来社されない方々とは、テレビ会議等で打ち合わせる旨をご提案する。

.....

#### (1)スタジオ内(編集室、MA ルーム等)

##### ●入室制限

編集室・MA ルーム、アナブース等、スタジオ内に入室いただく人数は、ソーシャルディスタンスを確保できるよう極力少なく、また、立ち合い時間も短くしていただくよう打診する。

##### ●換気

編集室・MA ルームは、作業内容/立ち合い等に支障がない場合には、極力ドアを開放し、3密を回避する。ドアの常時開放が難しい場合は、定期的に、ドア開放および換気用の時間を設ける。

##### ●接触感染防止

編集および MA 機材については、オペレーターが交替する毎、また、昼食や夕食、休憩等作業場所を離れた際には、機材全体に清拭消毒を行う。PC キーボード、マウス、トラックボール、ペンタブレット、ヘッドフォン、マイク、ポップガードなど備品の消毒を徹底する。

##### ●飛沫感染防止(スタッフとお客様間の仕切り設置)

スタジオ内においては、スタッフとお客様、お客様同士の座席を極力離す工夫を行い、可能であれば、その間にアクリル板等を設置し仕切ること、飛沫感染を防ぐ手段をとることが望ましい。

#### (2)打合せスペース(会議室)

スタジオ内同様、少人数、短時間での利用を促す。また、可能な限り扉を解放し、換気に努めて利用いただく。

#### (3)マシンルーム

定期的な消毒を心がけ、さらに各自が触った機器については、使用后、消毒をしてから退出する習慣を徹底する。

#### (4) スタッフルーム

多数の社員が待機することのないよう、スタッフの配置に留意する。各自が着席するエリアを、アクリル板・ビニールカーテン等で仕切り、飛沫感染予防に努める。

#### (5) 喫煙室

同時に入室できる人数を制限する等の対策を行う。

#### (6) エントランス/ロビー

スタジオ入り予定のお客様が、同一時間帯に複数名待機されることのないよう、開始時間の直前の来館と、作業終了後の速やかな退館をお願いする。

### 4. ポストプロダクション業務における推奨事項

.....

#### ● リモート作業の推進

3密を避けるため、遠隔地からリアルタイムでの指示に対応するリモート編集等、様々なサービスをリモートで提供可能なシステムを構築し、既存にとらわれない新しいワークフローを推進させる。また、作業時には制作会社等と協議することも必要不可欠である。

#### ● 休憩時間の換気の推奨と食事の取り方

全員がスタジオから一旦退出し、各自が社内スペース、社外等で休憩をとり、その間十分な換気等を行った上で、再集合して頂く。食事の際は、各々に配分された弁当や出前を換気の良いスペースにて交替で食事をしていただく。飲み物は陶器カップでの提供は行わず、ペットボトルや缶飲料など、使い切り可能な物で提供していただくことを義務付ける。

#### ● 機材使用外でのスタジオ利用の禁止

作業が終了したら速やかにスタジオ内から退出願う。打合せ等は、換気の良いスペースで行っていただくか、外部にてテレビ会議等の利用を促す。

### 5. 上記対策をお客様にご理解いただくためのポスター等

.....

厚生労働省が作成した、新型コロナウイルス感染防止周知用ポスター/リーフレット等を、ロビーやスタジオ内に掲出し、お客様の理解を深める。

※下記 URL よりダウンロード可能。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin)

以上

---

一般社団法人日本ポストプロダクション協会

〒160-0014 東京都新宿区内藤町1番地 ガーデックロス新宿御苑 7F

URL <http://www.jpapanet.or.jp/> TEL 03-3355-6420